

平成28年度電気事業監査及びガス事業監査の要旨について

平成29年6月26日
電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（12社）、改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第45条の2の規定に基づき、一般ガス事業者及びガス導管事業者（以下「一般ガス事業者等」という。）（228社）に対して実施した平成28年度の監査結果の要旨を公表する。

1. 監査の目的

監査は、事業の公益性に鑑み、電気事業法、旧ガス事業法及びこれらに基づく政令、経済産業省令等（以下「法令等」という。）の規定に照らして事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気、ガスの使用者の利益を保護するとともに、事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、平成28年度監査においては、電気事業において、昨年度に引き続き託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正な電力取引についての指針」（平成29年2月6日改正 公正取引委員会・経済産業省）に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認した。

また、ガス事業において、平成29年4月からのガスの小売全面自由化に伴い、電気事業と同様に託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正なガス取引についての指針」（平成29年2月6日改正 公正取引委員会・経済産業省）に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として平成27事業年度の一般送配電事業者等、一般ガス事業者等の業務及び経理の状況を対象に、平成28年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）事務局の職員の中から事務局長が指定する者又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の中から経済産業局長が指定する者（以下「監査実施者」という。）が実施した。

◆一般送配電事業者等

電気事業法第106条第3項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、電気事業法第105条及び改正法附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所及び営業所等において監査を実施した。

◆一般ガス事業者等

旧ガス事業法第46条第1項の規定により、一般ガス事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、旧ガス事業法第45条の2の規定に基づき、一般ガス事業者等の事務所及び営業所等における監査及び書面による監査を実施した。

4. 監査の内容

◆一般送配電事業者等に対する監査

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用（旧一般電気事業者（改正法附則第2条第1項に規定する旧一般電気事業者をいう。以下同じ。）が行う託送供給約款及び最終保障約款の運用を含む。）、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用（旧卸電気事業者（改正法附則第3条第1項に規定する旧卸電気事業者をいう。）が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用を含む。）並びにみなし小売電気事業者（改正法附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者をいう。以下同じ。）が行う特定小売供給約款の運用（旧一般電気事業者が行う供給約款の運用を含む。）に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成28年経済産業省令第45号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成18年経済産業省令第2号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第23条及び同法第27条の12において準用する同法第23条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項（改正法による改正前の電気事業法第24条の6及び同法第24条の7において準用する同法第24条の6の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項を含む。）

⑥その他必要な事項に関する監査

電気事業法及び改正法の施行に必要な限度において、電気事業監査規程第3条に定める監査の目的に照らし監査を行うことが必要であると認められる事項

◆一般ガス事業者等に対する監査

①約款の運用等に関する監査

一般ガス事業者が行う供給約款、選択約款及び託送供給約款（承認一般ガス事業者が託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用並びにガス導管事業者が行う託送供給約款（承認ガス導管事業者が託送供給に係る料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和29年通商産業省令第15号）で定めるところに従って一般ガス事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

ガス事業部門別収支計算規則（平成16年経済産業省令第77号）で定めるところに従って一般ガス事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成16年経済産業省令第102号）で定めるところに従って一般ガス事業者等が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査

旧ガス事業法第22条の4及び同法第37条の8において準用する同法第22条の4の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

⑥その他必要な事項に関する監査

旧ガス事業法の施行に必要な限度において、ガス事業監査規程第3条に定める監査の目的に照らし監査を行うことが必要であると認められる事項

5. 監査の結果の取扱いの状況

◆一般送配電事業者等

(1) 総論

平成28年度において実施した監査の結果については、監査実施者から15件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、電気事業法第66条の11に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに同法第66条の12に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、口頭による所要の行政指導を6事業者（10件）、書面による所要の行政指導を4事業者（5件）に対して実施した。

(2) 監査の実施状況

【一般送配電事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	12	1	1	2	1	1
現地立入監査実施箇所数	12	4	4	3	6	3
書面監査実施数	-	-	-	-	-	-
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	1	1	1	1	1	12
現地立入監査実施箇所数	10	8	3	6	3	62
書面監査実施数	-	-	-	-	-	-

※ 被監査事業者数は、同一事業者に対し、本省及び経済局の両者が監査を実施したケース等があるため、現地立入監査実施箇所数とは一致せず、合計は12になる。

(3) 指摘事項の状況

(単位：件)

		件数
	①約款の運用等に関する監査	4
	②財務諸表に関する監査	1
	③部門別収支に関する監査	4
	④託送供給等収支に関する監査	1
	⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査	5
	⑥その他必要な事項に関する監査	0
合計		15

(4) 各論（電力・ガス取引監視等委員会）

指摘事項等の内容及びその取扱いの内容

■記載の誤り等軽微と思われる指摘事項

(法令等の規定に照らして違反しているが内容が軽微なもの)

①約款の運用等に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	託送供給料金に係る停電割引において、誤った算定方法により算定したために、割引額が過大となっていた事例が認められた。	託送供給約款や社内規程等に基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。

2	託送供給料金に係る停電割引において、同一月に2回以上の停電があった需要家に対し、本来行うべき割引措置を行わなかった事例が認められた。	託送供給約款や社内規程等に基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
②財務諸表に関する監査（該当なし）		
③部門別収支に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	電源線費用の算出において、新設した水力発電所からネットワークに接続する電源線の特定を誤り、電源線費用が過大となっていた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
2	変電費を受電用変電サービス費用と配電用変電サービス費用に配分する際に使用する帳簿原価比（建設費比）の算定を誤っていた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
3	配電費から配電需要家費用を抽出する際の諸費の抽出作業において、需要家費用と特定できる直課分を需要家費用に直課せず、誤って需要家費用以外に直課していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
④託送供給等収支に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	電源線費用の算出において、新設した水力発電所からネットワークに接続する電源線の特定を誤り、電源線費用が過大となっていた事例が認められた。	託送供給等収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査（該当なし）		
⑥その他必要な事項に関する監査（該当なし）		

■その他報告すべき事項

（法令等の規定に照らして違反はしていないものの改善を促す必要があるもの）

⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	工事費負担金の精算において、事務処理の遅れ等により精算差額の返金が遅れた事例が認められた。 （事例） 遅延期間：約8ヶ月 金額：約4,000万円	社内規程等に基づき、適正に処理するよう、文書による指導を行った。

2	工事費負担金の精算において、工事完了通知が漏れる等、進捗管理が手薄になったこと等により精算差額の返金が遅れた事例が認められた。 (事例) 遅延期間:約 22 ヶ月 金額:約 40 万円	社内規程等に基づき、適正に処理するよう、文書による指導を行った。
---	--	----------------------------------

- ①約款の運用等に関する監査…………… 2 件 (口頭指導)
- ②財務諸表に関する監査…………… 1 件 (口頭指導)
- ③部門別収支に関する監査…………… 1 件 (口頭指導)
- ④託送供給等収支に関する監査 (該当なし)
- ⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査…………… 3 件 (口頭指導)
- ⑥その他必要な事項に関する監査 (該当なし)

(5) 各論 (経済産業局)

指摘事項等の内容及びその取扱いの内容 … 該当なし

◆一般ガス事業者等

(1) 総論

平成 28 年度において実施した監査の結果については、監査実施者から 65 件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、改正前のガス事業法第 47 条の 7 に基づく一般ガス事業者等に対する勧告並びに同法第 47 条の 8 に基づく大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、口頭による所要の行政指導を 23 事業者 (26 件)、書面による所要の行政指導を 9 事業者 (39 件) に対して実施した。

(2) 監査の実施状況

【一般ガス事業者等】

監査実施部局	本省	北海道	東北	関東	中部	北陸
被監査事業者数	10	11	37	93	9	4
現地立入監査実施箇所数	14	8	10	16	11	4
書面監査実施数	-	8	27	78	-	-
監査実施部局	近畿	中国	四国	九州	沖縄	合計
被監査事業者数	20	14	2	31	1	228
現地立入監査実施箇所数	20	16	3	8	1	111
書面監査実施数	1	-	-	23	-	137

※ 被監査事業者数は、同一事業者に対し、本省及び経済局の両者が監査を実施したケース等があるため、現地立入監査実施箇所数とは一致せず、合計は 228 になる。

(3) 指摘事項の状況

(単位：件)

		件数
	①約款の運用等に関する監査	13
	②財務諸表に関する監査	11
	③部門別収支に関する監査	15
	④託送供給収支に関する監査	25
	⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査	0
	⑥その他必要な事項に関する監査	1
合 計		65

(4) 各論（電力・ガス取引監視等委員会）

指摘事項等の内容及びその取扱いの内容

■記載の誤り等軽微と思われる指摘事項

(法令等の規定に照らして違反しているが内容が軽微なもの)

①約款の運用等に関する監査（該当なし）		
②財務諸表に関する監査（該当なし）		
③部門別収支に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	LNG基地関連に係る経理処理において、機能別原価項目（LNG受入、LNG貯蔵及びその他工場等）に応じて配賦するところ、全て「その他工場」に配賦していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
2	一般管理費を機能別原価項目へ配賦する際に、配賦の根拠とすべき係数を誤り、異なる係数によって配賦していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
3	本社一般管理費を取付メーター比で各地区に配賦しているが、本店派遣社員賃金が配賦漏れとなっていた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
4	部門別収支の算定における機能別配賦係数（人員比）において、建設仮勘定への振替人員を控除して算定しているが、建設仮勘定の人員数を誤っていた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。

5	部門別収支の算定における機能別配賦係数（固定資産金額比）において、託送専用設備に直課した資産のうち「メーター」分が、機能別「メーター」の固定資産金額から控除されておらず、二重計上となっていた。また、本来、圧送機能から控除すべき「卸専用設備」に係る金額が、気化機能から控除されていた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
6	部門別収支の算定における機能別配賦係数（一般管理費のうちその他業務）において、秘書部門の経費のうち大口部門の兼務役員分について、兼務がないにもかかわらず、0.5人分を大口部門に直課していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
7	部門別収支の算定における機能別配賦係数（一般管理費のうち試験研究関連金額比）において、研究開発に係る経費のうち、本来、圧送機能に係る研究費が、気化機能に係る研究費として整理されていた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
8	部門別収支の算定における固定資産除却費の機能別配賦において、本来、各機能に配賦すべき費用を需要家共通に直課していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
9	部門別収支の算定における機能別配賦係数（人員比）において、平成27年度製造費の機能別配賦係数に使用する人員比の算定の際に、平成26年度末に廃止した組織の人員を含めて算定していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。

④託送供給収支に関する監査

	指摘事項の内容	指導の内容
1	LNG基地関連に係る経理処理において、機能別原価項目（LNG受入、LNG貯蔵及びその他工場等）に応じて配賦するところ、全て「その他工場」に配賦していた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。

2	一般管理費を機能別原価項目へ配賦する際に、配賦の根拠とすべき係数を誤り、異なる係数によって配賦していた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
3	本社一般管理費を取付メーター比で各地区に配賦しているが、本店派遣社員賃金が配賦漏れとなっていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
4	固定資産除却費の機能別原価への配賦にあたり、固定資産金額比で行うべきところ、人員比で配賦していた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
5	製造費を機能別原価へ配賦する際の配賦の根拠となる固定資産金額比の係数を誤っていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
6	たな卸減耗費について、人員比により各機能別へ配賦すべきところ、特定の機能（発生設備）に配賦されていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
7	託送収支の算定における機能別配賦係数（特別損失）において、特別損失のうち投資有価証券及び関係会社投資有価証券の評価損について、ガス事業とその他事業の売上高比により配賦すべきところ、全額ガス事業の評価損として配賦されていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
8	託送収支の算定における機能別配賦係数（人員比）において、建設仮勘定への振替人員を控除して算定しているが、建設仮勘定の人員数を誤っていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
9	託送収支の算定における機能別配賦係数（固定資産金額比）において、託送専用設備に直課した資産のうち「メーター」分が、機能別「メーター」の固定資産金額から控除されておらず、二重計上となっていた。また、本来、圧送機能から控除すべき「卸専用設備」に係る金額が、気化機能から控除されていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。

10	託送収支の算定における機能別配賦係数（一般管理費のうちその他業務）において、秘書部門の経費のうち大口部門の兼務役員分について、兼務がないにもかかわらず、0.5人分を大口部門に直課していた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
11	託送収支の算定における機能別配賦係数（一般管理費のうち試験研究関連金額比）において、研究開発に係る経費のうち、本来、圧送機能に係る研究費が、気化機能に係る研究費として整理されていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
12	超過利潤累積額管理表における当期超過利潤累積額に算定誤りがあり、過少に計上されていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
13	託送収支の算定における固定資産除却費の機能別配賦において、本来、各機能に配賦すべき費用を需要家共通に直課していた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
14	託送収支の算定における機能別配賦係数（人員比）において、平成27年度製造費の機能別配賦係数に使用する人員比の算定の際に、平成26年度末に廃止した組織の人員を含めて算定していた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
15	託送収支の算定における営業収益（補償料収入）において、営業収益の補償料収入の算定を誤っていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
16	託送資産明細書の「運転資本」の算定において、たな卸減耗費が営業費から控除されていなかった事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、文書による指導を行った。
17	超過利潤計算書における想定原価と実績費用の乖離額及び内部留保相当額の算出において、直近料金算定時の総括原価ではなく、事業報酬額を含める前の実績費用を用いたため、金額が過少となっていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。

18	託送資産明細書において、「設備勘定(有形)」の算定については、有形固定資産の期首期末平均又は期央残高の額とすると、既存設備の期首期末平均を算出したものに期中に発生した機械装置分を加えた額としていた事例が認められた。	託送供給収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査(該当なし)		
⑥その他必要な事項に関する監査(該当なし)		

■その他報告すべき事項

(法令等の規定に照らして違反はしていないものの改善を促す必要があるもの)

- ①約款の運用等に関する監査(該当なし)
- ②財務諸表に関する監査(該当なし)
- ③部門別収支に関する監査…………… 1件(口頭指導)
- ④託送供給収支に関する監査(該当なし)
- ⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査(該当なし)
- ⑥その他必要な事項に関する監査(該当なし)

(5) 各論(経済産業局)

指摘事項等の内容及びその取扱いの内容

■記載の誤り等軽微と思われる指摘事項

(法令等の規定に照らして違反しているが内容が軽微なもの)

①約款の運用等に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	料金改定時の日割計算について、改定当該月の料金については、旧料金と新料金での日割計算をすることになっているが、日割計算を行わず一律値下げ後の新料金で算定していた事例が認められた。	供給約款等に基づき、適正に実施するよう、文書による指導を行った。
②財務諸表に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	長期に亘りガス料金を滞納している需要家に対し供給停止等の措置を講じておらず、支払督促が四半期に一度など債権回収の努力が不足しており、ガス料金に多額の未収金が発生していた事例及び需要家の死亡、破産等回収の見込みがないガス料金を売掛金として計上していた事例が認められた。	供給約款、社内規程及びガス事業会計規則等に基づき、適正に処理するよう、文書による指導を行った。

2	建設による取得に要した費用について、建設工事完了後、遅滞なく該当有形固定資産勘定に計上されていない事例が認められた。	ガス事業会計規則、社内規程等に基づき、適正に処理するよう、文書による指導を行った。
③部門別収支に関する監査		
	指摘事項の内容	指導の内容
1	製造費に係る修繕費について、機能別原価項目に応じて配賦すべきところ、全て「その他工場」に配賦していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
2	部門別に直課することができる器具販売収益、器具販売費用を延調定件数比で配賦していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
3	部門別に直課することができる100万円未満の器具販売収益を延調定件数比で配賦していた事例が認められた。	部門別収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
④託送供給収支に関する監査		
1	導管投資額明細表に記載する当期投資額の算定を誤っていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
2	租税課金の算定において、「固定資産税」、「道路占用料」等全てを固定資産金額比で配賦していた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
3	託送資産明細書において、有形固定資産の期首簿価の対象年度を誤るとともに、「その他部門特定」項目の金額を誤ったことにより、建設仮勘定、設備勘定(有形)、無形固定資産、長期前払費用の金額が誤っていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
4	設備勘定(有形)項目において、託送資産として分類すべき資産が非託送資産として分類されていた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。
5	託送資産明細書の算定において、建設仮勘定に算入漏れがあり、また、直課不能額を二重で算入していた事例が認められた。	託送収支計算規則、社内規程等に基づき、適正に算定するよう、口頭による指導を行った。

6	ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、様式第4「事業者の定める算定方法一覧表」を公表していなかった事例が認められた。	託送収支計算規則に基づき、公表するよう、文書による指導を行った。
⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査（該当なし）		
⑥その他必要な事項に関する監査（該当なし）		

■その他報告すべき事項

（法令等の規定に照らして違反はしていないものの改善を促す必要があるもの）

- ①約款の運用等に関する監査…………… 12件（口頭指導）
- ②財務諸表に関する監査…………… 9件（口頭指導）
- ③部門別収支に関する監査…………… 2件（口頭指導）
- ④託送供給収支に関する監査…………… 1件（口頭指導）
- ⑤託送供給に伴う禁止行為に関する監査（該当なし）
- ⑥その他必要な事項に関する監査…………… 1件（口頭指導）

関 係 条 文

○電気事業法（昭和39年法律第170号）〔抜粋〕

（勧告）

第66条の11

委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

第66条の12

委員会は、第114条第1項又は第2項の規定により委任された第105条、第106条第3項、第5項若しくは第7項又は第107条第2項、第5項若しくは第7項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

（監査）

第105条

経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者及び送電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第106条

（略）

3 経済産業大臣は、第1項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令に定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者又は発電事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

（略）

（立入検査）

第107条

（略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(権限の委任)

第114条

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第105条の規定による権限並びに第106条第3項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)並びに第107条第2項及び第5項並びに同条第7項(卸電力取引所に係るものに限る。)の規定による権限(前項の政令で定める規定に関するものを除く。)を委員会に委任することができる。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

○電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)[抜粋]

(監査)

附則第21条

経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第16条第1項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

2 前項に規定する経済産業大臣の権限は、政令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

○ガス事業法(昭和29年法律第51号)[抜粋]

(勧告)

第47条の7

委員会は、第52条の2第1項又は第2項の規定により委任された第45条の2、第46条第1項又は第47条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

第47条の8

委員会は、第52条の2第1項又は第2項の規定により委任された第45条の2、第46条第1項又は第47条第1項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第1項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

(監査)

第45条の2

経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

第46条

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

(略)

(立入検査)

第47条

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(略)

(権限の委任)

第52条の2

(略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第45条の2の規定による権限並びにガス事業者に対する第46条第1項及び第47条第1項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

(略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第1項又は第2項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。